

# 令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業実施要綱

令和5年5月18日5福保感事第456号

一部改正 令和5年6月26日5福保感事第865号

## (目的)

第1条 この要綱は、都内医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）を円滑、適切かつ確実に受け入れるよう体制を確保することで、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

## (事業内容)

第3条 この要綱に基づき、都は、以下の事業を実施する。

### (1) 病床確保支援事業

#### ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び患者退院後の消毒経費等を補助することで、必要な病床数を確保する。

#### イ 対象施設

(ア) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため、個室、フロア、病棟単位等により病床を確保する医療機関。ただし、当該医療機関は、感染症指定医療機関、東京都感染症入院医療機関、その他の公立・公的医療機関のうち、都の依頼に基づき、病床を確保した医療機関とする。

(イ) 東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関整備要領（令和2年5月1日付2福保健感第363号）に基づき知事が登録する東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）

(ウ) その他知事が特に必要と認める医療機関

### (2) 医療従事者特殊勤務手当支援事業

#### ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者等の診療に携わる医療従事者に対する特殊勤務手当の支給に係る経費に対し、補助を行うことで、医療従事者の待遇の向上を図る。

#### イ 対象施設

新型コロナウイルス感染症患者等の診療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当（危険手当等）を支給する医療機関のうち、以下の医療機関。

(ア) 東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱（平成20年3月4日19福保健感第673号）第3に基づき指定された医療機関及び東京都地域外来・検査センター設置要綱（令和2年7月10日2福保健感第595号）第3に基づき指定された地域外来・検査センター

(イ) 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を行う医療機関又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の経過観察入院を行う医療機関

(3) 医療従事者宿泊先確保支援事業

ア 内容

医療機関が入院診療を継続するためにホテルや住居等を医療機関が借り上げる費用等の補助を行うことで、医療従事者の勤務環境の向上及び入院診療の継続を支援する。

イ 対象施設

第3条(1)イの医療機関のうち、以下を実施する医療機関

(ア) 新型コロナウイルス感染症入院医療機関医療従事者宿泊先確保支援事業

新型コロナウイルス感染症患者等の入院診療に携わる医療従事者に対し、新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等のためのホテルや住居の借上げ等を行う医療機関

(イ) 入院医療機関事業継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時等において、入院患者への新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、従事職員が基礎疾患を有する家族等と同居しており、自宅内での感染防止を図るため、入院診療の継続のため従事職員の宿泊先としてホテルや住居の借上げ等を行う医療機関

ただし、別に定める令和5年度東京都入院医療機関事業継続支援事業実施要綱（令和5年5月18日福保感事第477号）に基づく交付申請を行う医療機関を除く

(4) 医療施設施設・設備整備費補助事業

ア 内容

医療機関又は地区医師会等が設置する帰国者・接触者外来が機器等を整備する費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症患者等に対し適切な医療を提供するための体制を確保する。

イ 対象施設

(ア) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱（平成20年3月4日19福保健感第673号）第3に基づき指定された医療機関

(イ) 新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業

重症患者を新規に受入れるため、集中治療室、個室などの人工呼吸器管理等が可能な病床を確保する医療機関または、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために新たに設備整備を行う医療機関。

(5) 代替医師派遣体制確保支援事業

ア 内容

医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染し、診療が行えなくなった場合に、当該医療機関において代わりに診療に従事する医師を派遣する医療機関を支援する。

イ 対象施設

新型コロナウイルス感染症に感染した医師に代わり診療に従事する医師の派遣を行う病院

(6) 休業等医療機関継続・再開支援事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関に対して、継続・再開時に必要な支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持する。

イ 対象施設

新型コロナウイルス感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした病院

(7) 重点医療機関等設備整備費補助事業

ア 内容

重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備を整備する費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備する。

イ 対象施設

(ア) 重点医療機関

(イ) その他知事が特に必要と認める医療機関

(8) 回復患者等搬送体制確保事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を行う医療機関から、病床確保に係る新型コロナウイルス感染症回復後患者等の転院搬送を支援することで、新型コロナウイルス感染症患者受入病床の円滑な確保を促進する。

イ 対象施設

(ア) (1)の事業に参画する新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関

(イ) 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のため後方支援病院確保事業交付要綱(令和3年1月29日2福保感事第2977号)第4条に掲げる要件を満たす医療機関

(9) 新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者の入院を新たに受け入れる医療機関に、新型コロナウイルス感染症患者の入院対応のための人件費や、院内感染拡大防止のための費用、入院受入体制確保のための費用を補助する。

イ 対象施設

令和5年3月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づき都が策定する「移行計画」において、都から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる確保病床を割り当てられていない病院のうち、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受

け入れる病院。

(実施期間)

第4条 第3条に掲げる各事業の実施期間は、次のとおりとする。ただし、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和5年4月5日付厚生労働省医政発0405第3号・健発0405第1号・薬生発0405第1号）で定める実施期間により、変更する場合がある。

(1) 第3条の(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に係る事業

令和5年4月1日から同年5月7日まで

(2) 上記以外の事業

令和5年4月1日から同年9月30日まで

ただし、(8)の事業については、別に定める感染拡大期のみの実施とする。

(事業の決定)

第5条 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月26日5福保感事第865号）

この要綱は、決定の日から施行する。